

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 1 回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会
開 催 日 時	平成 2 2 年 4 月 2 6 日 (月) 午前 1 0 時～ 1 1 時 3 0 分
開 催 場 所	市役所 4 階 4 0 1 大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：添田座長、荒井副座長、波多野委員、岡本委員、栗原委員、永井委員、椎木委員、菅原委員、朝倉委員、久保田委員、見崎委員、河野委員 欠席者：杉本委員、浦川委員、小川委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、地域福祉課主査（地域福祉グループ）、地域福祉課主事（地域福祉グループ）、高齢・障害担当部長、障害福祉課長、障害福祉課主査（業務グループ）、コンサルタント（2名）
議 題	(1) 副座長の互選について (2) 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について (3) 地域福祉計画及び障害者計画の策定について (4) 今後のスケジュール（案）について (5) 地域福祉計画の構成（案）について (6) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について (7) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 副座長は荒井委員とする。 (2) 原案のとおり承認する。 (3) 原案の説明を了解する。 (4) 原案のとおり承認する。 (5) 原案のとおり承認する。 (6) 指摘事項は事務局で検討し、また、文言の修正は事務局に一任し、その他は原案のとおり承認する。 (7) 次回の開催日は、5月25日（火）午前10時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に、事務局から配布資料の確認と「資料 1 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会設置要綱」の説明を行う。 (1) 副座長の互選について 【説明要旨】（参考「資料 1 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会設置要綱」、「資料 2 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会委員名簿」） ○ 立候補される方はいるか。 ○ 推薦はあるか。 ○ 立候補、推薦ともにならないようなので、私から推薦させていただく。地域の実情をよくご存知の民生児童委員協議会会長にお願いしたい。 ○ 異議なし。 (2) 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議の公開に関する運営要領等について 【説明要旨】（参考「資料 3 武蔵村山市附属期間等の設置及び運営に関する指針」、「資料 4 武蔵村山市附属期間等の会議及び会議録の公開に関する指針」、「資料 5 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）」、「資料 6 会議録（要旨）（案）」） ● 資料 3 をお開きいただきたい。 当市には、「武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針」と

いう規程があり、第11条から第14条の規定に基づき、資料4、「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」が設けられている。

手続き的なことであるため、簡略に説明すると、この2つの指針に基づき、本日、資料5「武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議の公開に関する運営要領（案）」を承認いただきたいと思っている。

まず、運営要領の第2条では、会議は、非公開情報を除き、公開となる。当懇談会では、個人情報などの非公開情報を取り扱う予定はないため、原則として、会議を公開させていただきたい。

次に、第5条では、傍聴者がいる場合は、座長の許可のもと、傍聴することとなる。

資料6「会議録（要旨）（案）」をご覧ください。会議終了後は、この様式を用い、次回の会議での承認後、市ホームページ及び市役所1階の市政情報コーナーで公開を行いたい。

なお、発言された個人の特定を避けるため、委員個人のお名前は○（白丸）、事務局は●（黒丸）で表示させていただきたいと思っているので、了解いただきたい。

いずれにしても、当市では、市民等が参加される会議については、会議・会議録の公開を行っているため、了解いただきたい。

【主な意見等】

- 会議・会議録の公開が武蔵村山市の方針ということである。意見・質問があればお願いしたい。
- 異議なし。
- 原案のとおり、承認とする。

(3) 地域福祉計画及び障害者計画の策定について

【説明要旨】（参考「資料7 社会福祉法第107条及び障害者基本法第9条第3項」）

● 地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定め、特に当市では、「地域福祉計画」を各福祉計画と横断・連携をする計画として策定したいと考えている。

また、「障害者計画」は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、当市における障害者の状況等を踏まえ、当市における障害者のための施策に関する基本的な計画として策定していく。

いずれにしても、「地域福祉計画」は、各福祉計画との横断・連携し、また、「障害者計画」は、障害者施策の基本となる計画として策定したいため、よろしくお願いしたい。

なお、施策の核となる内容については、次回以降の懇談会で紹介し、委員に審議いただきたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

また、本日は、議題(5)及び(6)において、地域福祉計画の構成（案）と当市の現状などを説明させていただく。

【主な意見等】

- 両計画における施策の詳しい内容については、次回以降審議することである。意見・質問はあるか。
- 特になし。

(4) 今後のスケジュール（案）について

【説明要旨】（「資料8今後のスケジュール（案）について」、「資料9地域福祉計画等策定委員会設置要綱」）

- 両計画のスケジュールについては、「今後のスケジュール（案）」のとおりを考えている。

地域福祉計画及び障害者福祉計画は、「有識者及び市民で構成される当懇談会」と、資料9「地域福祉計画等策定委員会設置要綱」にある「市職員で構成される委員会」が、両輪となって策定作業を進めていきたい。

単純に申し上げると、職員で構成される委員会が素案を作成し、それを当懇談会で検討し、その修正を市の委員会で行うということの繰り返し、つまり、素案のキャッチボールをしながら策定していきたいと考えている。

全体のスケジュールとしては、秋までに原案を決定し、パブリック・コメント及び市民向けの説明会を行い、12月に市議会の全員協議会に諮り、来年3月に策定という形を考えている。

その中で、まず、地域福祉計画素案の検討を行い、7月頃を目途に障害者計画素案の検討に入りたいと考えている。

いずれにしても、パブリック・コメントや市議会の全員協議会の日程を考えると9月下旬までには原案を決定するというタイトなスケジュールとなってくると思うが、委員のご協力をお願いしたい。

【主な意見等】

- 今後のスケジュール（案）について意見・質問はあるか。
- 異議なし。

(5) 地域福祉計画の構成（案）について

【説明要旨】（「資料10地域福祉計画の構成（案）について」）

- まず、第1章では「計画の基本的な事項」を、第2章では「当市の現状」を、第3章では「計画の基本的な考え方」を、そして、次回以降となるが、施策の核となる第4章で「基本計画（取り組みの展開）」を、第5章で「計画の推進と進行管理」という形で構成していきたいと考えている。

いずれにしても、素案の内容については、委員の意見を反映させ、修正していきたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

【主な意見等】

- 意見・質問はあるか。
- 異議なし。

(6) 地域福祉計画の素案（第1章～第3章）の検討について

【説明要旨】（「資料11第1章計画の基本的事項（案）」、「資料12第2章武蔵村山市の現状（案）」、「資料13第3章計画の基本的な考え方（基本理念と施策体系）」）

- 第1章から第3章を説明する前に、あらかじめ申し上げるが、素案中の「データ」については、今年度行われる国勢調査の速報値を反映させるなど、また、関係各課から最新のデータを収集するなどさせていただくので、よろしくをお願いしたい。よって、数字が記入されていない箇所や最新の数字は、確定し次第、挿入させていただくので、了解いただきたい。

資料11、「第1章 計画の基本的事項（案）」「1 計画策定の背景と趣旨」については、地域福祉計画が策定されるようになった

「一般的な」事柄、背景が述べられているので、了解いただきたい。

「2 計画の性格と位置付け」については、地域福祉計画は、各福祉計画を横断・連携し、また、各計画の隙間を埋めるような形での計画として位置付けている。市の職員で構成される委員会からの指摘も踏まえ、図のような形で表現させていただいたので、よろしくお願いしたい。

「3 計画の期間」の計画期間については、平成27年度までの5年間とさせていただきたい。

また、他の福祉計画の計画期間については、ご覧のとおりとなっている。

資料12「第2章 武蔵村山市の現状（案）」の「1 武蔵村山市の概要」の「1 沿革」については、明治から現在に至るまでの当市の沿革を記述させていただいている。

「2 人口・世帯の状況 (1)総人口・世帯数」についてだが、平成21年10月1日現在のデータが最新となっているが、同時期に策定する第四次長期総合計画と足並みをそろえ、また、先ほど申し上げたとおり、国勢調査の速報値を掲載するなどの対応を図りたいと思っている。

「(2) 年齢3区分別人口」についても、同様に最新のデータを、今後、掲載させていただくが、内容としては、この10年間では、0歳から14歳までの年少人口は若干の増加がみられるが、ご覧のとおり、65歳以上の老年人口が増加し、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少している傾向が読み取れる。

「3 位置と地勢」については、皆様は当市の関係者であるので、説明を割愛させていただく。

「2 地域福祉の現状と取組状況」の「1 地域福祉」であるが、平成14年4月に開設されたボランティアセンターを市民活動の拠点として、当市では、ボランティアやその団体の育成に力を注いでいる。

登録されたボランティア団体は、116団体、ボランティア登録している方は444人となる。

また、NPO法人については、平成12年の時点では、2団体のみであったが、現在では、16団体となり、それぞれが活発な活動をしている状況である。

生活保護の受給状況については、近年の不況や雇用情勢により、受給世帯数が増加している。

「(3) 一般市民アンケート調査結果」についてだが、これらアンケートの結果については、本日配布した「武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査 調査報告書」の内容を再掲させていただいたものであるため、説明については、割愛させていただく。

「(5) 地域福祉施策の取組状況」については、基本的には、現行の地域福祉計画策定時から現在までの状況となるが、この5年間において、新設や変更された箇所を中心に説明する。

「1 相談・情報提供」については、「ファミリー・サポート・センター」などが新設され、また、本年3月には、市のホームページがリニューアルされたので、その紹介をしている。

「2 広報、啓発の推進と市民活動への支援」については、平成18年9月に緑が丘ふれあいセンターが開設されたことを紹介している。

「3 福祉のまちづくりの促進」については、都営村山団地にシル

パーハウジングを設置したことなどを紹介し、「4 利用しやすい公共交通機関の整備」については、モノレール延伸の導入空間となる、新青梅街道拡幅整備の都市計画決定を紹介している。

「5 防犯や防災などへの取組」以降については、自主防災組織や自主防犯組織、耐震診断やその改修助成などの紹介をしている。

「2 高齢者保健福祉及び介護保険事業」については、市の高齢化率の上昇や、介護保険導入時と現在の要介護等認定者数の推移を紹介している。

なお、「(3) 要介護等認定者の状況」については、先ほどと同様に、調査報告書からの再掲であるため、説明を割愛させていただく。

「3 障害者福祉」についても、現在に至るまでのデータとなるが、詳細については、7月以降に、当懇談会にて審議いただく、障害者計画の中で説明させていただく。

「4 子ども家庭福祉」についても、現在に至るまでのデータとなるため、同様に割愛させていただくが、先月策定されました「次世代育成支援行動計画後期計画」の中で詳細に述べられているので、地域福祉計画では、詳細は掲載しない方向で取りまとめさせていただきたいと思っている。

「5 保健医療」については、来年度策定する「健康増進計画」の中で詳細を検討することとなるため、地域福祉計画の中では、詳細な記述をしない方向で考えているので、了解いただきたい。

資料13「第3章 計画の基本的な考え方（基本理念と施策体系）（案）」の「1 計画の基本理念と基本視点」、「1 計画の基本理念」であるが、地域福祉計画の基本理念については、地方自治法に基づく当市の最上位計画であり、現在策定中の「武蔵村山市第四次長期総合計画」との整合を図る必要がある。

長期総合計画の中の「まちづくり計画編」において、福祉分野の将来都市像を「安心していきいきと暮らせるまちづくり」としていることを踏まえ、地域福祉計画の基本理念を「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」として掲げ、これからの地域福祉における市民・地域・行政の共通の目標とさせていただいた。

「2 計画の基本視点」については、上位計画である「第四次長期総合計画」が、地域福祉計画と同様に策定中であるため、その進捗状況や施策体系、キャッチフレーズなどに変更が生じた場合に備え、このページを活用したいと考えている。

いずれにしても、上位計画との整合を図る必要が生じた場合に活用するページということになるため、よろしく願いしたい。

「2 計画の基本目標と展開」の「1 計画の基本目標」については、「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」という「基本理念」を踏まえ、地域福祉計画の基本目標を4つとし、市民等との役割分担と連携・協働のもと実現に努めていきたいと考えている。

まず、基本目標1は、地域活動や多様なネットワークづくりを支援するため、「みんなが参加しているまちづくり」とした。

つづいて、基本目標2は、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう「だれもが身近な地域で安心して暮らせるまちづくり」とした。

つづいて、基本目標3は、総合的な地域福祉サービスの展開を図るため、「保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスのあるまち

づくり」とした。

最後に、昨今の不況や雇用情勢を踏まえ、「生活困窮者を支え、自立を促進するまちづくり」とした。

「2 計画の展開」については、基本理念と基本計画を踏まえ、次回以降に説明する「第4章」の導入部分となり、その取り組みの方向を記載した。

なお、時間の関係もあるため、「3 エリア設定の考え方と将来人口推計」については、簡略に説明するが、他の計画、特に介護保険事業計画との関係から、4つの地域福祉エリアを引き続き設定させていただき、また、将来人口推計については、現在策定中の「第四次長期総合計画」のデータを引用し、10年後の平成32年では、当市の将来人口を78,000人と設定させていただいた。

以上、第1章から第3章の説明となるが、いずれにしても、事務局としては、数値的なデータについては、今後、最新のものに更新させていただくので、よろしくお願ひしたい。

【主な意見等】

- 意見・質問はあるか。
- 障害の計画の性格を伺いたい。
- 障害者計画は基本法に、障害福祉計画は自立支援法に基づく計画である。違いはというと、イメージとしては、障害者計画は基本的施策であり、障害福祉計画は3年ごとに策定し数値目標を掲げるものである。障害者計画は大きな計画で、目標年次にレベルをどこまでもっていくかについて記載したのが障害福祉計画である。
- 自立支援法は廃案が決まっているが計画期間は5年間なのか。
- 地域福祉計画の計画期間は5年、障害者計画は4年、障害福祉計画は3年である。現状では、法が改正されていないため、その中での対応となる。
- 高齢者福祉、障害者福祉、子ども家庭福祉、それぞれのサービス提供施設の整備状況についてのマップに町名などを入れると見づらくなるか。地域福祉エリアとの対応が見えるとよいのではないか。
- 地域福祉エリアに含まれる町名の一覧をご覧いただきたいが、全部で15地区ある。そのため、町名を書き込むと分かりづらくなるかもしれないが、検討させていただく。色分けしてはどうかという意見もあると思うが、予算の関係があるので、検討させていただく。
- 地域福祉エリアは大事な部分だ。前回の策定時から状況が変わっているの、エリアの再構成なども検討いただきたい。
- 地域福祉エリアについては、介護保険事業計画との関連があり、そのまま設定することを考えているが、庁内策定委員会でも検討したい。
- 前回の計画がたたき台となっているということでよいか。
- 前回は地域福祉計画を上位計画として位置付けた。しかし、地域福祉計画の中には、法律の改正等により、いわば母屋から他の計画が出て行ってしまった。そのため、ベースにはするが、各計画を横断する計画として、また、隙間を取り持つ計画とする。
- 隙間については、何を隙間ととらえているのか。
- 例えば、「災害時要援護者登録名簿」については、連携している部分である。高齢者、障害者、いわゆる社会的弱者について、市としては、こうした部分の連携を考えている。
- 地域福祉の必要性、基本理念について聴きたいが、「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉の

まち」の「誰もが」はどこにかかっているのか。

- 誰もが、「身近な地域」や「家庭」双方にかかっている。施設から在宅へと考え方の変更もあったため、身近な地域で家庭的な暮らしをしている。
- 「 」を用いるなど、わかりやすい記述を検討していただきたい。
- 現状把握が必要なので、各現行計画書が欲しい。
- 在庫を確認し、お届けしたい。
- 進捗について、次回以降、示してほしい。
- 事業評価があるといい。
- 第4章で進捗についても記すことを検討したい。いずれにしても、関係各課から情報収集したい。
- 基本視点の部分は次回以降議論するのか。
- 上位にある長期総合計画が策定進行中であるため、それに従う必要がある。長期総合計画の進捗状況や内容の変更によって、必要となる場合に、基本視点は使う考えである。
- 現時点では議論しないということだ。基本目標について意見・質問はあるか。
- 次回からは資料は事前にいただけるのか。
- 1週間くらい前までにお届けしたいと思っている。作業の進行状況もあるが、なるべく早くにお届けしたい。
- 他に意見はあるか。事務局は、本日、意見がいくつか出たので検討いただき、次回お示しいただきたい。それ以外については素案のとおり承認することしたいかがか。
- 異議なし。
- 地域福祉エリアのマップで緑が丘エリアの「ア」が抜けている。脱字だ。
- 誤字脱字についても宜しくお願ひしたい。
- 「障害」と表記されているが、「害」を使うのか。最近では、平仮名を使うようになっているが。
- 政権が変わり、「障害」という言葉そのものも見直すようなことが言われている。現在は、市の中では「がい」にするという案もあり検討したが、今後の政府の動きを見守りたい。
- 表現についても、これからキャッチボールしていければと思う。意見をお願いしたい。
- 法律上では「障害」とあるが、都や教育機関では「がい」が使われている。「害」のもつイメージもある。今後検討し、変えられるなら変えていただきたい。
- 高齢者福祉施策のサービス提供施設のマップについて。「老人介護支援センター（在宅介護支援センター）」とあるが、平成22年4月1日現在では「地域包括支援センター」である。また、新しくできたデイサービスなどもあるので、確認していただきたい。
- 確認させていただく。
- 「障害」についてはいかがか。
- 「害虫」、「害悪」などで使われる漢字なので、平仮名にしたい。
- 感覚的に「害」は平仮名で書くようにしている。気分的にも平仮名がよい。
- 意見としては、「がい」がよいということなので、市の公用文の表記の仕方については、近隣市の状況も調査し、答えを出したい。また、市の公用文などについても、今後議論を進めていきたい。

